

道路占用許可申請チャート(標準的な物件)

道路占用物設置計画

事前調整(遅くとも1ヶ月前まで)

- 県管理の道路であるか確認
- 許可基準に適合しているか確認
- 他の法令・規則の確認

申請書の提出

- ①道路占用許可申請書(新規・更新・変更)
- ②付近見取図
- ③配置図(道路敷地内の占用箇所記載)
- ④平面図(占用物の寸法等記載) 占用物の設計書
- ⑤立面図・断面図(占用物の寸法等記載) 復旧図を含む
- ⑥交通安全対策図(誘導員、看板、カラーコーン等の位置)
- ⑦現場写真(占用箇所の現況)
 - ・正面、側面、路面等の状況(損傷箇所及び他の占用物との関係など)
 - ・更新の場合は、占用物件を含む現況の写真
- ⑧道路占用料免除申請書(適用可能な物件のみ)
 - ・主に、地方公共団体や公益団体等が設ける物件
- ⑨その他、土木事務所長が必要と認める書類

申請の際に準備していただく資料等

基本的に2部申請(変更・更新含む)ですが警察協議が必要な場合は3部申請(地上設置物)

提出書類の審査(現場確認含む)

・許可書の発行までには2~3週間かかります(事務所での受付から)

↓ 占用料あり

占用料納付書発行

- ・金融機関での納付
- ・領収書の持参

↓ 占用料なし(免除、変更等)

許可書発行

道路占用工事着手届(工事の3日前までに)

・必要書類に関しては別途記載

↓ 占用許可の変更、更新

道路占用変更・更新申請書の提出

- ・上記申請書類を添えて提出
- ・変更、更新の理由を必ず記載
- ・許可書の写しを添付

道路占用工事完了届(完了後1週間以内)

- ・必要書類に関しては別途記載
- ・必要に応じて完了検査(現場確認)を実施

道路占用許可申請チャート(雨水、排水管)

道路占用物設置計画

事前調整(遅くとも1ヶ月前まで)

- 県管理の道路であるか確認
- 許可基準に適合しているか確認
- 他の法令・規則の確認

申請書の提出

- ①道路占用許可申請書(新規・更新・変更)
- ②付近見取図
- ③配置図(道路敷地内の占用箇所記載)
- ④平面図(占用物の寸法等記載) 占用物の設計書
- ⑤立面図・断面図(占用物の寸法等記載) 復旧図を含む
- ⑥交通安全対策図(誘導員、看板、カラーコーン等の位置)
- ⑦現場写真(占用箇所の現況)
・正面、側面、路面等の状況(損傷箇所及び他の占用物との関係など)
- ⑧道路占用料免除申請書
- ⑨排水に関する別添書類
・浄化槽設置届けの写し(検査機関の受付印等があるもの)
- ⑩その他、土木事務所長が必要と認める書類

申請の際に準備していただく資料等

申請部数は2部です

提出書類の審査(現場確認含む)

- ・許可書の発行までには2週間程度かかります(事務所での受付から)

許可書発行

道路占用工事着手届(工事の3日前までに)

- ・必要書類に関しては別途記載

↓ 占用許可の変更、更新

道路占用変更・更新申請書の提出

- ・上記申請書類を添えて提出
- ・変更、更新の理由を必ず記載

道路占用工事完了届(完了後1週間以内)

- ・必要書類に関しては別途記載
- ・必要に応じて完了検査(現場確認)を実施

足場占用申請添付書類一覧

労働基準監督署への提出したかどうかの確認

届出対象物

- (1) つり足場又は張出し足場(組立から解体までの期間が60日未満のものを除く。)
- (2) 上記(1)以外の足場で高さ10m以上のもの(組立から解体までの期間が60日未満のものを除く。)

※写しを添付可能であれば添付してください。

提出書類
①位置図
②現況写真 ・現地状況が(周辺)が確認できる写真。
③平面図、立面図(正面図、側面図)、断面図 ・各図面は道路占用幅と有効幅が確認できる図面であること。 ・正面図には、壁つなぎの箇所をマーキングすること。 ・占用施設物の構造が確認できる図面であること。 ・支柱の活動または沈下防止、歩道路面の防止策等を記載すること。 ・アサガオを設置する場合はその位置等も記載すること。 ↳ 路面から10m毎に設置する。
④仮設資材の検査合格証(仮設工業会より取得)
⑤免許証の写し ・足場組立作業主任者である証明を添付すること。 ・解体の場合、コンクリート造工作物の解体等作業主任者である証明及びその他使用する重機等の資格証明を添付すること。
⑥交通安全対策図 ・カラーコーンの位置等、歩行者の安全確保の対策を記載すること。
⑦構造計算書 ・ジャッキベースの耐力の計算書 ・壁繋ぎの計算書 ※積載荷重・風荷重等を考慮すること。
⑧その他土木事務所長が必要と認める書類

※構造計算書作成にあたり、計算指針や技術指針等の確認は 社団法人 仮設工業会で確認することができます。

！注意！

足場の設置に対して、道路占用許可(道路法32条)とは別に道路使用許可書(道路交通法77条)を所管警察署から取得する必要があります。

その際、**足場に対しての使用許可と車両に対しての使用許可**など、**申請を分ける必要がある場合**がありますのでご注意ください。